

## ETCスルーカード規定

- 1.「ETC会員」とは、株式会社東邦銀行(以下「銀行」という。)および株式会社JCB(以下「JCB」といい、銀行と総称して「両者」という。)所定の会員規約に定める会員のうち、本規定および道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち両者がETCクレジットカード決済契約を締結した事業者(以下「道路事業社」という。)が別途定めるETCシステム利用者規程を承認のうえ、ETCスルーカード(以下「本カード」という。)の利用を両者所定の方法により申し込み、両者がこれを認めた方をいいます。
- 2.両者は、ETC会員に対し、会員規約に基づき貸与しているカードのうち会員が指定し両者が認めたカード(以下「親カード」という。)に追加して、本カードを発行し、銀行が貸与します。なお、本カードの所有権は銀行にあり、ETC会員は善良なる管理者の注意をもって、本カードを使用し、管理しなければなりません。
- 3.ETC本会員は銀行に対し、銀行が通知または公表する本カードにかかる年会費(ETC家族会員の有無・人数によって異なる。)を、親カードの年会費とは別に、親カードにかかる年会費と同等の方法で支払うものとし、ます。なお、銀行またはJCBの責に帰すべき事由によらず本規定を解約または解除した場合、すでに支払済みの本カードにかかる年会費はお返ししません。
- 4.ETC会員による本カードの利用は、すべて親カードの利用にみなされるものとし、本カードの利用代金は、親カードのカード利用代金と合算して、親カードと同様の方法で支払われるものとし、ます。なお、親カード利用可能な金額の計算にあたり、本カードの利用金額は、親カードの利用残高に合算されます。
- 5.本カードの紛失・盗難などについては、本会員規約における「カードの紛失、盗難による責任の区分」に関する規定が準用されます。ただし、本カードを車内に放置していた場合、紛失・盗難などについて重大な過失があったものとみなします。
- 6.銀行またはJCBの故意または過失による場合を除き、両社は、ETC会員に対して道路上での事故、ETCシステム、車載器に関する紛議などに関し、これを解決し、もしくは損害を賠償する等の責任を一切負わないものとし、ます。また、両社は、本カードの紛失、盗難、毀損、変形、機能不良などに基づく、ETC会員の損失、不利益に関して責任を負いません。ただし、本カードの毀損、変形、機能不良などが両社の責に帰すべき事由(JCBがETC会員に本カードを送付する前に

すでに発生していた事由に限られます。)により生じた場合は、この限りではありません。

- 7.ETC本会員が本規定を解約し、または本規定を解除された場合、ETC会員は直ちに、ETC家族会員に貸与された本カードを含むすべての本カードを返還または本カードに切り込みをいれて破棄するものとし、すべての本カードの使用を停止しなければならないものとし、ETC会員が本カードを銀行に返還せず、かつ本カードに切り込みを入れて破棄しなかった状態において、他人が本カードを不正に使用した場合には、ETC会員に重大な過失があったものと推定し、会員規約(カードの紛失、盗難による責任の区分)を準用し、そのカードの利用代金はETC本会員の負担とします。ただし、本カードの管理につき、ETC会員に故意または重大な過失が存在しない場合には、この限りではありません。

#### 【個人情報の取り扱いに関する同意事項】

- 8.ETC会員は、以下に定めるETC会員の情報を以下に定める目的で両社が道路事業者に対して、通知、提供する場合があることに同意するものとし、

(1) ETC会員が、「ハイカ・前払い」残高管理サービスおよびETCマイレージサービスのユーザー登録(本項において変更登録を含む。)に際して本カードの会員番号を誤って登録した場合に、道路事業者が当該ETC会員のユーザー登録を有効に完了するため、両社がETC会員に代わって道路事業者に対し、当該ETC会員の氏名および会員番号にかかる情報を通知すること。

(2) 道路事業者が自ら料金を徴収するため(項番4.の規定に関わらず、銀行が、破産、民事再生または会社更生の申し立てなどの理由により料金を徴収することが困難になった場合、道路事業者が自ら料金を徴収することがあります。)に、両社が道路事業者に対し、ETC会員の氏名、住所、電話番号その他ETC会員が両社に届け出た当該ETC会員の連絡先に関する情報を提供すること。

本規定に定めのない事項は会員規約によるものとし、

# MyJCB利用者規定

## 第1条 定義

- 1.「会員」とは、JCBの提携する株式会社東邦銀行(以下「銀行」という)が発行する東邦Alwaysカード(JCB)の貸与を受けた者(家族会員を含む)をいいます。
- 2.「MyJCBサービス」(以下「本サービス」という)とは、JCBおよび銀行(以下、併せて「両社」という)が、両社所定のWebサイト(以下「Webサイト」という)において提供する第4条の内容のサービスをいいます。
- 3.「利用登録」とは、本サービスの利用を希望する会員が、同人にカードを貸与した東邦Alwaysカード(JCB)およびJCBに対して申請したうえ、両社が、本サービスの利用を承認して利用者として登録することをいいます。
- 4.「利用者」とは、本規定を承認のうえ申請し、両社に承認されて利用登録を完了した会員をいいます。
- 5.「登録情報」とは、利用者が利用登録時に申請した属性情報、Eメールアドレスその他の情報およびID・パスワードの情報をいいます。

## 第2条 利用登録等

- 1.利用登録を行うことができる者は、会員とします。ただし、その他の両社所定の会員については利用登録できないものとします。
- 2.本サービスの利用を希望する会員は、本規定を承認のうえ、両社所定の方法により、カードの会員番号、Eメールアドレスその他の必要事項を、両社に申請するものとします。
- 3.本規定を承認した会員は、併せてJ/Secure(TM)利用者規定(本規定の後に記載されています。)に同意するものとします。
- 4.両社は、前二項で申請した者のうち、本サービスの利用を承認した者に対して、同人を特定する番号(以下「ID」という)を発行します。
- 5.IDを発行した時点で、利用登録の完了とします。なおパスワードは、IDの発行を受けた者が任意に指定できるものとします。
- 6.利用登録は、カード毎に行うものとします。同一のカードについて再度利用登録を行った場合、従前のIDおよびパスワードは効力を失うものとします。
- 7.利用者は、両社所定の方法で申請することにより、本サービスの利用を中止することができるものとします。

## 第3条 登録情報

- 1.利用者は、両社に登録したEメールアドレスの内容に変更があった場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。

## 第4条 本サービスの内容等

1. 両社の提供する本サービスの内容は、以下のとおりとします。
  - (1) カード発行会社が提供する、【1】ご利用代金明細照会、【2】ポイントの照会・交換、【3】利用可能枠の変更申請、【4】その他のサービス
  - (2) JCBの提供する、【1】J/Secure(TM)、【2】メール配信、【3】MyJCB優待、【4】その他のサービス
  - (3) 両社の提供する、【1】属性照会・変更、【2】キャンペーン登録・キャンペーン情報照会、【3】その他のサービス
  - (4) その他両社所定のサービス
2. 両社は、本サービスの内容を任意に追加、変更または中止することがあります。その場合、両社は、当該追加、変更または中止を行うことについて、利用者に対し、Webサイトその他の方法により、公表または通知します。
3. 利用者のキャッシングサービスの利用可能枠の設定有無、または貸付の契約に関する勧誘に対する意思にかかわらず、利用者がキャッシングサービスに係るメニューを自ら選択をした場合、当該サービス内容に係る表示がされるものとします。

## 第5条 本サービスの利用方法

1. 利用者は、本規定のほか、第4条第1項の各種サービスにおける「ご案内」、「ご利用上の注意」その他の注記事項および別途定める規約等(以下、本規定、注記事項および規約を総称して「本規定等」という)を遵守するものとします。
2. 利用者は、WebサイトにおいてIDおよびパスワードを入力し、本規定等に従うことにより、本サービスを利用することができるものとします。
3. 両社は、入力されたIDおよびパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。

## 第6条 提携先サービス

1. 利用者は、本サービスのほか、JCBまたは銀行の提携する第三者(以下「提携先」という)が提供するサービス(以下「提携先サービス」という)を利用することができるものとします。
2. 利用者は、提携先サービスを利用する場合、本規定等のほか、提携先の定める規定等に従うものとします。
3. 両社は、提携先サービスの内容について一切責任を負わないものとします。

## 第7条 利用者の管理責任

1. 利用者は、自己のIDおよびパスワードが本サービスまたは提携先サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。
2. 利用者は、IDおよびパスワードの使用・管理について他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するも

のとします。

- 3.IDおよびパスワードが第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。
- 4.利用者は、自己のIDおよびパスワードが使用されて両社または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。

#### 第8条 利用者の禁止事項

- 1.利用者は、利用者として有する権利を、第三者に譲渡もしくは行使させてはならない。
- 2.利用者は、本サービスの利用によって取得した情報を私的範囲内で利用するものとし、商業的に利用してはならない。

#### 第9条 知的財産権等

- 1.本サービスの内容、情報など本サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべてJCB、銀行その他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならない。

#### 第10条 利用登録抹消

- 1.両社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、両社が必要と認めた場合、その利用登録を抹消して利用者のIDを無効とすることができるものとし、また、当該利用者の本サービスの利用を制限することができるものとします。
  - (1)JCB会員資格を喪失した場合
  - (2)本規定のいずれかに違反した場合
  - (3)利用登録時に虚偽の申請をした場合
  - (4)本サービスの利用に際し必要とされる債務支払または義務の履行を行わなかった場合
  - (5)同IDで連続してログインエラーとなった場合
  - (6)その他両社が利用者として不適当と判断した場合

#### 第11条 利用者に対する通知

- 1.両社は、利用者が登録したEメールアドレスを、利用者に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用者は、両社所定の届出をすることにより、必要通知を除くEメールによる通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。
- 2.両社が登録されたEメールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。

#### 第12条 個人情報の取扱い

- 1.利用者は、両社がEメールアドレスなどの登録情報、本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措

置を行ったうえ以下の目的のために利用することに同意します。

- (1)宣伝情報の配信等当社の営業に関する案内に利用すること
- (2)業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること
- (3)市場調査を目的としたアンケート用Eメールの配信に利用すること
- (4)統計資料などに加工して利用すること(なお、個人が識別できない情報に加工されます。)

2.当社は、当社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報をご提供いたします。

### 第13条 免責

- 1.本サービスにおいて、両社が採用する暗号技術は、両社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証も行わないものとします。
- 2.両社の故意または重大な過失による場合を除き、両社は、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、一切責任を負わないものとします。

### 第14条 本サービスの一時停止・中止

- 1.両社は、次のいずれかに該当する場合、利用者への事前通知がない場合でも、本サービスを一時停止または中止することがあります。
  - (1)システム保守その他本サービス運営上の必要がある場合
  - (2)天災、停電その他本サービスを継続することが困難になった場合
  - (3)その他両社が必要と判断した場合
- 2.両社の故意または重大な過失による場合を除き、両社は、本サービスの一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害について、一切責任を負わないものとします。

### 第15条 本規定の変更

- 1.両社は、利用者への事前通知または承諾なくして、本規定を随時変更することができるものとします。この場合、両社は当該変更について、速やかに、書面、Webサイトその他の方法により、利用者に公表または通知します。
- 2.利用者は、前項の公表または通知の後、本サービスを利用したことをもって、当該変更に同意したものとします。

### 第16条 準拠法

- 1.本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

### 第17条 合意管轄

- 1.本サービスの利用に関する紛争について、会員と銀行もしくはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかにかわらず会員の住所地または銀行(会員と銀行との間の訴訟の場

合)もしくはJCB(会員とJCBとの間の訴訟の場合)の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### 第18条 本規定の優越

- 1.本サービスの利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

(MJ100000・20130131)

# J/Secure(TM)利用者規定

## 第1条 (定義)

- 1.「J/Secure(TM)」とは、(1)株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)、もしくは(2)JCBの提携する株式会社東邦銀行(以下(1)(2)をあわせて「両社」という。)が提供する第3条の内容のサービスをいいます。
- 2.「J/Secure(TM)利用登録」とは、MyJCB利用者規定第2条に則り、MyJCB利用の承認を得る手続きをいいます。
- 3.「J/Secure(TM)利用者」とは、J/Secure(TM)利用登録を完了し、両社からJ/Secure(TM)の利用の承認を得た者をいいます。
- 4.「J/Secure(TM)登録情報」とは、J/Secure(TM)利用者がJ/Secure(TM)利用登録時に申請した情報をいいます。
- 5.「J/Secure(TM)参加加盟店」とは、両社の定める会員規約における加盟店(以下「加盟店」といいます。)のうち、当該加盟店の運営するWEBサイト(以下「加盟店サイト」といいます。)においてJ/Secure(TM)利用者からカードを利用した商品等の購入およびサービス等の提供の申込をオンラインで受け付けるに際し、J/Secure(TM)利用者に対し、加盟店サイト上におけるカードの会員番号・有効期限等の入力に加え、加盟店サイトまたは同サイトから誘導されたWEBサイト上においてJ/Secure(TM)利用登録上のパスワードの入力による両社所定の認証方式による認証手続(以下「認証手続」といいます。)を要求する加盟店をいいます。

## 第2条 (J/Secure(TM)利用登録等)

- 1.J/Secure(TM)利用登録は、MyJCBへの新規登録時もしくはログイン時に表示されるJ/Secure(TM)利用者規定への同意をもって完了とします。
- 2.J/Secure(TM)利用登録は、会員番号毎に行うものとします。同一の会員番号について再度利用登録を行った場合、従前のJ/Secure(TM)利用登録等は効力を失うものとします。
- 3.J/Secure(TM)利用者は、両社所定の方法で申請することにより、J/Secure(TM)利用登録を解除することができるものとします。

## 第3条 (J/Secure(TM)の内容等)

- 1.両社の提供するJ/Secure(TM)のサービス内容は、以下のとおりとします。
  - (1) J/Secure (TM) 参加加盟店において、カードを利用した商品等の購入およびサービス等の提供の申込をオンラインで受け付けるに際し、両社がJ/Secure (TM) 利用者に対して認証手続を行うサービス



(2) 前号に付随するその他サービス

2.両社は、書面、WEBサイトその他の方法で、利用者に通知または公表することにより、J/Secure(TM)の内容を任意に追加、変更または中止することができるものとします。

#### 第4条 (J/Secure(TM)の利用方法等)

1.J/Secure(TM)利用者は、加盟店サイトまたは同サイトから誘導されたWEBサイトにおいて、カードを利用した商品等の購入およびサービス等の提供の申込をオンラインで行うに際し、加盟店サイトまたは同サイトから誘導されたWEBサイトの指示に基づき、パスワードを入力し、認証手続を行わなければならないものとします。なお当該パスワードはMyJCBのパスワードを使用するものとします。

2.両社は、入力されたパスワードと予め登録されたパスワードの一致を確認し(以下「認証結果確認」という。)、一致した場合は、その入力者をJ/Secure(TM)利用者と推定して扱います。

3.両社は、前項の認証結果確認において、認証結果をJ/Secure(TM)参加加盟店に通知します。

4.J/Secure(TM)利用者は、本規定のほか、MyJCB利用者規定、その他の注記事項および別途定める規約等(以下、本規定、注記事項および規約を総称して「本規定等」という)を遵守するものとします。

#### 第5条 (J/Secure(TM)利用者の管理責任)

1.J/Secure(TM)利用者は、自己のパスワードがJ/Secure(TM)において使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。

2.J/Secure(TM)利用者がパスワードを盗用された場合、J/Secure(TM)利用者は当該事実を速やかにカード裏面に記載の発行会社(以下「発行会社」という。)へ届け出るとともに、被害状況の調査に協力するものとし、J/Secure(TM)利用者に責任がない場合にはその支払いが免除されます。ただし、次のいずれかに該当するときは、カードの利用代金の支払いは免除されないものとします。

(1) J/Secure(TM)利用者が第三者に自己のパスワードを使用させるなど、善良なる管理者の注意をもって自己のパスワードを使用し管理していない場合

(2) 故意・過失に関わらずJ/Secure(TM)利用者本人およびその家族、同居人などJ/Secure(TM)利用者との関係者による利用である場合

(3) 発行会社による被害状況の調査にご協力いただけない場合

(4) 発行会社による被害状況の調査に対する報告内容が虚偽

である場合

- (5) 発行会社が郵送またはインターネットで「カードご利用代金明細」を通知後、60日以内に、自己のパスワードの紛失、盗難の事実が発行会社へ届けられなかった場合
- (6) 購入商品などが、発行会社に登録のご住所に配送され受領されている場合。または、発信元の電話番号あるいはIPアドレスがJ/Secure (TM) 利用者および関係者の自宅・勤務地などである場合
- (7) J/Secure (TM) 利用者の操作ミス・回線障害に起因する場合
- (8) 戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に生じた自己のパスワードの紛失・盗難である場合
- (9) その他発行会社が客観的な事実に基づき、J/Secure (TM) 利用者本人の利用であると判断した場合

#### 第6条 (J/Secure(TM)利用者の禁止事項)

- 1.J/Secure(TM)利用者は、利用者として有する権利を、第三者に譲渡もしくは行使させてはならない。
- 2.J/Secure(TM)利用者は、J/Secure(TM)の利用によって取得した情報を私的範囲内で利用するものとし、商業目的に利用してはならない。

#### 第7条 (知的財産権等)

J/Secure(TM)の内容、情報などJ/Secure(TM)に含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべてJCB、その他の権利者に帰属するものであり、J/Secure(TM)利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならない。

#### 第8条 (利用登録抹消)

両社は、J/Secure(TM)利用者が次のいずれかに該当する場合、J/Secure(TM)利用者の承諾なくしてその利用登録を抹消することができるものとし、また、当該利用者のJ/Secure(TM)の利用を制限することができるものとします。

- (1) JCB会員資格を喪失した場合
- (2) MyJCBの利用登録が抹消された場合
- (3) 本規定のいずれかに違反した場合
- (4) 利用登録時に虚偽の申請をした場合
- (5) J/Secure (TM) の利用に際し必要とされる債務支払または義務の履行を行わなかった場合
- (6) その他両社が利用者として不適当と判断した場合

#### 第9条 (個人情報取扱い)

- 1.J/Secure(TM)利用者は、両社がJ/Secure(TM)の利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったう

え以下の目的のために利用することに同意します。

(1) 宣伝情報の配信等、当社の営業に関する案内に利用すること

(2) 統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます。）

2.当社の業務を第三者に委託する場合、業務遂行に必要な範囲で、個人情報等を当該業務委託先に預託します。

#### 第10条（免責）

1.J/Secure(TM)において、両社が採用する暗号技術は、両社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証も行わないものとします。

2.両社の故意または過失による場合を除き、両社は、J/Secure(TM)の利用に起因して生じたJ/Secure(TM)利用者の損害について、一切責任を負わないものとします。

3.J/Secure(TM)を利用して購入した商品および提供を受けたサービスの品質、その他通常の商取引において生じた問題を、J/Secure(TM)利用者は、J/Secure(TM)参加加盟店との間で処理するものとします。

#### 第11条（J/Secure(TM)の一時停止・中止）

1.両社は、次のいずれかに該当する場合、J/Secure(TM)利用者への事前通知または承諾なくして、J/Secure(TM)を一時停止または中止できるものとします。

(1) システム保守その他J/Secure(TM)運営上の必要がある場合

(2) 天災、停電その他J/Secure(TM)を継続することが困難になった場合

(3) その他両社が必要と判断した場合

2.両社は、両社の故意または過失による場合を除き、J/Secure(TM)の一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害について、一切責任を負わないものとします。

#### 第12条（本規定の変更）

1.両社は、J/Secure(TM)利用者に対し書面、WEBサイトその他の方法で公表または通知することにより、本規定を随時変更することができるものとします。なお、利用者が登録情報の変更を両社に届け出なかったことにより、両社からの通知が延着または到着しなかった場合でも、通常到着するべきときに到着したものとみなします。

2.J/Secure(TM)利用者は、前項の公表または通知の後にJ/Secure(TM)を利用したことをもって、当該変更に同意します。

#### 第13条（準拠法）

本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法

が適用されるものとします。

#### 第14条（合意管轄裁判所）

J/Secure(TM)の利用に関する紛争について、J/Secure(TM)利用者と両社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または両社の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### 第15条（本規定の優越）

J/Secure(TM)の利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

以 上

(JS100000・20090611)

# MyJチェック利用者規定

## 第1条（目的）

本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）および株式会社ジェーシービーの指定する株式会社東邦銀行（以下「銀行」という）が提供するサービス「MyJCB」（以下「MyJCB」という）の利用登録（以下「利用登録」という）を受けた会員（以下「利用者」という）が第2条に定める「MyJチェック」を利用する場合の条件等を定めるものである。

## 第2条（定義）

「MyJチェック」（以下「本サービス」という）とは、利用者が、JCBおよび銀行（以下併せて「両社」という）の定める会員規約の規定にかかわらず、一定の条件を満たす場合において、ご利用代金明細書の送付を受けないようにするものである。

## 第3条（利用資格）

- 1.本サービスを利用することができる者は、両社が定めるものとする。
- 2.「MyJCB」における利用登録が抹消され、IDが無効となった場合、本サービスを利用することはできないものとする。ただし、利用者が同一の会員番号について再度利用登録を行った場合についてはこの限りではない。

## 第4条（利用の申請）

本サービスの利用を希望する者は、本規定を承認のうえ、両社が公表している方法により両社に申請し、両社の承認を得るものとする。

## 第5条（ご利用代金明細書等の通知）

- 1.銀行は、両社が本サービスの利用を承認した利用者（以下「MyJチェック利用者」という）に対して、ご利用代金明細書を送付しないものとし、MyJチェック利用者は「MyJCB」での閲覧およびダウンロードにより明細を確認できるものとする。ダウンロードできるソフトウェアの種類はAdobe Reader6.0以上とする。
- 2.前項にかかわらず、当面の間、MyJチェック利用者のご利用代金の明細（家族会員利用分を含む）の確定時において次のいずれかに該当する場合、MyJチェック利用者は、銀行がご利用代金明細書をMyJチェック利用者へ送付することを承諾する。
  - (1) 法令等によって書面の送付が必要とされる場合
  - (2) コンビニエンス払込票を使ってお振込を行っている場合
  - (3) その他両社がご利用代金明細書の送付を必要と判断した場合

3. MyJチェック利用者は、「MyJCB」によってご利用代金明細を確認するものとする。ただし、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、「MyJCB」による確認ができない場合、MyJチェック利用者は両社に問い合わせることにより確認することができる。
4. JCBは、MyJチェック利用者のご利用代金の明細が確定された旨の通知(以下「確定通知」という)を、MyJチェック利用者が申請したEメールアドレス宛に毎月送信するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は確定通知を送信しないものとする。
  - (1) 確定通知が正しく受信されないことがあった場合
  - (2) 本サービスの確定通知を利用して利用者が法令違反を行った場合
  - (3) その他両社が確定通知を送信すべきでない判断した場合
  - (4) 確定通知該当月におけるカード利用、且つショッピングリボ払いまたはショッピング分割払い、キャッシングリボ払いの利用残高がない場合
5. JCBは、送信手続の完了をもって前項の手続の終了とする。ただし、MyJチェック利用者は、確定通知の受信の有無にかかわらず、「MyJCB」によるご利用代金明細の確認を行うことができるものとする。
6. MyJチェック利用者は、「MyJCB」において申請したEメールアドレスは常に受信可能な状態にすることとする。確定通知を受信できないことにより、MyJチェック利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社は責任を負わないものとする。ただし、両社の責に帰すべき事由によらない場合に限る。

#### 第6条（本サービスの提供終了）

両社は、MyJチェック利用者が次のいずれかに該当する場合、MyJチェック利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了し、ご利用代金明細書を発送するものとする。

- (1) 本規定のいずれかに違反した場合
- (2) その他両社がMyJチェック利用者として不適当と判断した場合

#### 第7条（終了・中止・変更）

1. 両社は、通知ならびに公表の上、本サービスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとする。
2. 本サービスの内容は、日本国の法律の下に規制されることがある。

#### 第8条（本規定の変更）

両社は、通知ならびに公表の上本規定を随時変更すること

ができるものとする。この場合、両社は両社所定のWebサイトに公開するなどの両社所定の方法により直ちに当該変更後の規定をMyJチェック利用者に通知するものとする。

#### 第9条（本規定の優越）

本サービスの利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとする。

(MJ100001・20091001)

# 東邦Alwaysカード〈JCB〉保証委託約款

## 第1章 一般条項

### 第1条 (委託の範囲)

- 1.私が東邦Alwaysカード〈JCB〉の申し込みを行うにあたり、株式会社東邦カード(以下、「保証会社」といいます。)に委託する債務保証の範囲は、東邦Alwaysカード〈JCB〉会員規約(以下、「会員規約」といいます。)ならびに会員規約に付帯する特約・規定等(これらの特約・規定等と会員規約を総称して、以下「会員規約等」といいます。)に基づき私が株式会社東邦銀行(以下、「銀行」といいます。)に対し負担する、利用代金、利息、手数料、損害金、その他クレジットカード取引から生じる一切の債務とし、会員規約等の内容が変更されたときは、本契約に基づく保証契約の内容も当然に変更されるものとします。
- 2.保証会社による保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定をした後、会員が東邦Alwaysカード〈JCB〉の利用を開始したときに成立するものとします。
- 3.前項の保証内容は、会員規約等の各条項によるものとします。

### 第2条 (債務の弁済)

保証会社の保証を得て、会員規約等に基づいて銀行に対し負担する債務(以下、「原債務」といいます。)については、この約定のほか、会員規約等の各条項を遵守し、期日には遅滞なく元利金を弁済します。

### 第3条 (中止・解約・終了)

- 1.原債務または保証会社宛債務の不履行や信用情報機関の信用情報等に基づき、保証会社が債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも保証会社はこの契約による新たな保証供与を中止し、またはこの契約を解約または終了することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えることができるものとします。
- 2.この契約による新たな保証供与の中止、またはこの契約が解除されまたは終了した場合にも、保証会社の保証債務は会員規約等に基づいて私がすでに銀行から借り入れた債務については、その弁済が終わるまで継続します。
- 3.前項の定めに関わらず、第1項によりこの契約による新たな保証供与の中止またはこの契約の解除または終了の通知を受けたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社には負担をかけません。

### 第4条 (代位弁済)

- 1.私が会員規約等に違反したため、保証会社が銀行から保証債



務の履行を求められた場合、私に対して通知、催告なくして弁済されても異議ありません。

2.私は保証会社が求償権を行使する場合には、この契約の各条項のほか、会員規約等の各条項を適用されても異議ありません。

#### 第5条（求償権）

私は保証会社の私に対する下記各号に定める求償権について弁済の責に任じます。

- ① 前条による保証会社の出損額。
- ② ①に対する保証会社が弁済した翌日から、年14.60%の割合(年365日の日割計算、うるう年は366日の日割計算)による遅延損害金。ただし、①の出損額のうちショッピング2回払い、ボーナス1回払いおよび分割払元金(会員規約に基づき私が分割払いを指定したショッピング利用代金をいいます。)に係る代位弁済金に対する損害金については、分割払元金に対し年6.00%(年365日の日割計算。うるう年は366日の日割計算)を乗じた額を超えない金額とします。
- ③ 保証会社が債権保全あるいは実行のために要した費用(訴訟費用および弁護士費用を含みます。)の総額。

#### 第6条（求償権の事前行使）

1.私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。

- (1) 銀行または保証会社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。
- (2) 保全処分、強制執行、競売の申立があったとき、または破産手続き開始、民事再生手続き開始等、法的債務整理開始の申立があったとき。
- (3) 租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 会員規約等または本約款の条項に違反したとき。
- (5) その他債権保全のため保証会社が必要と認めたとき。

2.保証会社が前項により求償権を行使する場合には、私は民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。

#### 第7条（弁済の充当順序）

私の弁済した金額が、保証会社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は、保証会社が適当と認める方法により充当されても異議はありません。なお、私について保証会社に対する複数の債務がある場合も同様とします。

#### 第8条（通知義務）

1.私の財産、経営、職業、地位、業況等の情報について保証会

社から求められた場合、私は、直ちに通知し、資料閲覧等の調査に協力いたします。

- 2.前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は直ちに通知し、保証会社の指示に従います。
- 3.氏名、住所、電話番号、勤務先その他銀行および保証会社に届け出た事項に変更があった場合、私は、直ちに保証会社に届け出ます。
- 4.私が前項の通知を怠ったため、保証会社が、私から最後の届け出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

#### 第9条（担保・保証人）

私は保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは、遅滞なくこれに応じ一切異議を申し立てません。

#### 第10条（公正証書の作成）

私は保証会社から請求があるときは、直ちに求償債務に関し、強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

#### 第11条（管轄裁判所の合意）

私は、本契約に関する訴訟、調停および和解については、保証会社の所在地を管轄する裁判所とすることに合意します。

#### 第12条（約款の変更）

この約款の内容は、保証会社と銀行との間の保証に関する契約書が改正されたときは、別段の定めがある場合を除きこれによって当然に変更されるものとします。

#### 第13条（準拠法）

私と保証会社との間の諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

#### 第14条（業務委託）

私は、銀行または保証会社が本約款に定める事務等を株式会社ジェーシーピーに業務委託することをあらかじめ承認するものとします。

## 第2章 個人情報の取り扱い条項

### 第15条（保証会社による個人情報の収集・保有・利用）

私は、保証会社が行う与信判断および与信後の管理のため、私および家族会員(以下、併せて「会員等」といいます。)の以下の情報を、保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

- ① 氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、Eメールアドレス等入会申込時や入会后にお届けいただいた事項

及びご申告いただいた事項。

- ② 入会申込日、入会承認日、有効期限、ご利用可能枠など会員規約に基づくカード取引契約に関する事項。
- ③ 会員等のカードご利用内容、支払い状況。
- ④ 会員等に申告いただいた資産、負債、家族構成等、保証会社が収集したクレジット利用・支払履歴。
- ⑤ 会員等または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)
- ⑥ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行後は、同法。)に基づく本人確認書類等の記載事項または会員等が銀行に提出した収入証明書類等の記載事項。
- ⑦ 官報情報等、公開情報。

#### 第16条 (保証会社による個人信用情報機関の利用・登録)

- 1.私は、保証会社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟会員」という。))に対する当該情報の提供を業とするもの)および同機関と提携する個人信用情報機関に照会し、私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、電話帳記載の情報等を含みます。)が登録されている場合には、保証会社がそれを支払能力の調査の目的(返済能力または与信後の管理をいいます。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。以下同じです。)に限り利用されることに同意します。
- 2.会員規約末尾に加盟個人信用情報機関毎に記載されている「登録情報および登録期間」表の「登録情報」欄に定める本会員申込人の個人情報(その履歴を含みます。)が各加盟個人信用情報機関に同表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断(本会員等の返済能力または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のためにこれを利用されることに同意します。

3.保証会社が加盟する個人情報情報機関および提携個人情報情報機関および本申し込みに基づき登録される情報と期間は、会員規約末尾に記載のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されております。

#### 第17条（保証会社から銀行への個人情報の第三者提供）

会員等は、本申し込み及び本取引にかかる情報を含む会員等に関する下記の情報が、銀行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、銀行取引の継続的な管理、銀行が加盟する個人情報情報機関への提供、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために必要な範囲で、保証会社より銀行に提供されることに同意します。

- (1) 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、申込書及び契約書並びに付属書面等本申し込み及び本契約にあたり提出する書面に記載のすべての情報
- (2) 保証会社における保証審査結果等の情報
- (3) 保証会社における保証番号や保証料金額等の取引に関する情報
- (4) 保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
- (5) 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報
- (6) 代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

#### 第18条（個人情報の第三者提供）

- 1.会員等は、保証会社が債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年10月16日法律第126号)第3条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に本申し込みに係る債権の回収を委託する場合には、会員等の個人情報を同社との間で、本申し込みに関する取引上の判断および同社における管理・回収のために必要な範囲内で相互に提供し、利用することに同意します。
- 2.会員等は、保証履行に伴う求償権が、債権譲渡や証券化等の方法により、他の事業者等に移転される場合には、会員等の個人情報that当該債権譲渡又は証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先又は証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

#### 第19条（個人情報の開示・訂正・削除）

- 1.会員等は、保証会社および保証会社が加盟する加盟個人情報情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めると

ころにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

(1) 保証会社に対する開示請求：本約款末尾に記載の保証会社窓口へ

(2) 個人信用情報機関に対する開示請求：会員規約末尾に記載の各加盟個人信用情報機関へ

2.万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、保証会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

#### 第20条（同意条項に不同意の場合）

保証会社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本同意書に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、保証を断ることや、保証を中止することがあります。

#### 第21条（保証契約が不成立の場合）

保証契約が不成立の場合であっても、本申し込みをした事実は、第15条および第16条に基づき、本契約の不成立の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

#### 〈ご相談窓口〉

本約款についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談については下記にご連絡ください。

株式会社東邦カード お客様相談室

〒960-8041 福島県福島市大町4-4 東邦スクエアビル内  
024-521-1002

# 東邦Alwaysカード〈JCB〉

## キャッシュクレジット一体型特約

### 第1条（本特約の目的）

本特約は、株式会社東邦銀行(以下「銀行」といいます。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といいます。)が発行する「東邦Alwaysカード〈JCB〉・キャッシュクレジット一体型」(以下「本カード」といいます。)の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。

### 第2条（本カードの発行・貸与）

- 1.本カードのお申し込みは、銀行およびJCB(以下「両社」といいます。)が別に定める「東邦Alwaysカード〈JCB〉会員規約」(以下「クレジットカード規約」といいます。)および東邦バンクカード規定(以下「キャッシュカード規定」といいます。)ならびに本特約をご承認いただいた、個人の方のみとします。また、お申し込みは、両社からお届け住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。
- 2.発行される本カードの所有権は銀行に帰属するものとし、銀行は両社の承認を受けた方に対し、本カードを貸与するものとします。(以下、本項に基づいて本カードの貸与を受けた方を「一体型会員」といいます。)なお、本カード上には、会員氏名・会員番号・カードの有効期限・銀行口座番号等が表示されています。
- 3.第1項の申し込みに際しては、本カードのキャッシュカードとしての機能(「キャッシュカード規定」に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。)が対応する普通預金口座を、本カードのクレジットカード利用代金、手数料等のお支払い口座として届け出るものとします。
- 4.本カードが、万一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には銀行で所定の期間のみ保管します。この場合、銀行にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合は、あらためて本カードのお申し込みが必要となります。

### 第3条（本カード発行に伴う既存カードの取り扱い）

一体型会員が本カードの発行前に保有していたお支払い口座のキャッシュカード機能は、本カードのキャッシュカード機能を利用した時点で失効するものとします。

### 第4条（有効期限）

- 1.本カードの有効期限は両社が指定するものとし、カード上に

表示した月の末日までとします。

- 2.両社は、カード有効期限までに、退会の申し出のない一体型会員で、かつ、両社が引き続き一体型会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」といいます。)を発行します。
- 3.前項に基づいて更新カードが発行された場合においても、一体型会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、一体型会員が更新カードを利用した時点で失効するものとします。

#### 第5条 (本カードの機能)

- 1.一体型会員は本カードにより、キャッシュカード機能および両社が発行するクレジットカードとしての機能(クレジットカード規約に定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」といいます。)を、各々の規定・規約および本特約に従って利用することができます。
- 2.一体型会員は、現金自動支払機(以下「CD」といいます。)または現金自動預払機(以下「ATM」といいます。)において本カードを利用する場合においては、本カード表面に記載されている本カード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。
- 3.前項の規定にかかわらず、一体型会員が本カードの挿入方向を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、一体型会員は、当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。
- 4.本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、一体型会員が、本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

#### 第6条 (本カードの使用不能)

- 1.万一本カードにカードの使用不能が生じた場合には、銀行にご照会ください。
- 2.本カードの使用不能に伴って本カードの再発行が必要な場合には、一体型会員は本カードのお支払い口座のあるお取引店で所定の手続きを行うものとします。

#### 第7条 (本カードの機能停止等)

- 1.一体型会員は、両社との間のクレジットカード契約および銀行との間のキャッシュカード利用契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスが停止されることがあることを予め承認し、これに伴う不利益・損害等については、両社はいずれ

も責任を負わないことを承認いたします。

- (1) 本カードの再発行のため、一体型会員が、銀行またはJCBに本カードを返還した場合。
- (2) 本カードに関する諸変更手続きのため、一体型会員が、銀行またはJCBに本カードを送付しまたは預けた場合。
- (3) CDまたはATMでの利用時に、暗証番号相違、CD・ATMの故障等の理由により本カードが回収された場合。
- (4) 一体型会員から銀行またはJCBに対して、その貸与された本カードを紛失又は盗難に遭った旨の届け出があった場合。

2.一体型会員が本特約またはクレジットカード規約に違反しましたまたは違反するおそれがある場合には、銀行またはJCBはクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。この場合、銀行は本カードのキャッシュカード機能についても利用を停止することができるものとします。

#### 第8条（本カードの解約・会員資格の取消について）

- 1.一体型会員は本カードの解約にあたっては、銀行所定の書面を銀行所定の窓口(原則としてお支払い口座のお取引店になります。)に提出してください。この場合、本カードは銀行に返却してください。
- 2.本カードのクレジットカード機能についてはクレジットカード規約に基づいて銀行が会員資格を取消することができます。この場合、銀行は本カードのキャッシュカード機能にかかる契約を特に一体型会員に事前に通知することなく解約することができるものとします。これに伴って、万一損害などが発生したとしても、銀行は自らの責めに帰す事由による場合を除き、責任を負わないものとします。
- 3.前項の他に、銀行は一体型会員が本特約またはクレジットカード規約もしくはキャッシュカード規定に違反したと認めた場合には、本カードの利用契約を特に事前に通知することなく解約できるものとします。

#### 第9条（本カードの取り扱い）

- 1.一体型会員は、銀行より本カードを貸与されたときは、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
- 2.本カードは、本カード上に表示された一体型会員本人以外は使用できません。一体型会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードの所有権は銀行にありますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等に利用したりして本カードの占有を第三者に移転することはできません。

#### 第10条（決済口座の変更）



本カードの申込の際に届け出た決済口座は、原則として変更できないものとします。ただし、両社が認めた場合にはこの限りでないものとします。

#### 第11条（届出事項の変更）

1. 一体型会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。なお、キャッシュカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、銀行所定の方法により遅滞なく銀行に、また、クレジットカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出るものとします。
2. 前項のうち氏名の変更およびクレジットカード機能に関する暗証番号の変更があった場合においては、一体型会員は本カードを銀行に返還するものとします。なお、この場合には、第14条所定の再発行手続きがとられるものとします。

#### 第12条（紛失・盗難の届け出）

1. 一体型会員は、本カードを盗難、紛失その他の事由により喪失した場合には、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定の定めるところにしたがって、両社に速やかに連絡するものとします。
2. 前項の連絡の後、一体型会員は遅滞なく所定の書面による届け出を行うものとします。この届け出は銀行所定の窓口（原則としてお支払預金口座のお取引店になります。）で受付けるものとします。本カードの喪失に伴うカード再発行のお申し込みについても同様とします。また、この届け出の前に生じた損害について両社は責任を負いません。
3. 第1項の連絡を受けた場合は、両社はカード喪失の連絡内容の確認など所定の手続きにしたがって、クレジットカード機能およびキャッシュカード機能の利用を一時停止します。銀行のシステムが休止している間に連絡を受付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードのご利用の安全を図るための措置であり、万一カード喪失の連絡における一体型会員の誤りなどでカードが使用できないことが生じても、両社は、自らの責めに帰す事由による場合を除き、一切責任を負いません。

#### 第13条（本カードの紛失・盗難による責任の区分）

本カードの紛失・盗難等により、他人にカードを使用される等の被害にあった場合の責任の区分は、その被害がクレジットカード機能を使用されたことによるものはクレジットカード規約、キャッシュカード機能を使用されたことによるものはキャッシュカード規定によるものとします。

#### 第14条（カードの再発行）

本カードの紛失・盗難・破損・汚損・氏名の変更を理由に、一体型会員が両社に対し本カードの再発行を求め、これに対し両社が審査のうえ認めた場合には、本カードを再発行するものとします。なお、再発行が認められた場合、当該一体型会員は、銀行所定の再発行手数料を支払うものとします。

#### 第15条（カードの返還および単機能カードの発行）

- 一体型会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合には、銀行またはJCBの請求により本カードを返還するものとし、これに伴う不利益・損害等については、両社はいずれも責任を負わないことを承認いたします。
  - クレジットカード規約所定の事由により銀行およびJCBが運営するクレジットカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合。（一体型会員が任意に退会した場合も含みます。）
  - 一体型会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合。
  - 一体型会員が銀行に対し、本カードの利用を取り止める旨の申し出を行い、これを両社が認めた場合。
- 前項の(1)(3)の場合において、本カードのキャッシュカード機能と同様の機能を持つキャッシュカード（以下「単機能キャッシュカード」といいます。）の発行を銀行が認めた場合には、銀行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。この場合、一体型会員は、銀行に対し銀行所定の発行手数料を支払うものとします。

#### 第16条（カードの回収）

前条1項(1)の場合において、両社は各々の判断で、利用者に対し事前の通知・催告等を行うことなく、CDまたはATMやJCBの加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとします。この場合、銀行から新たにキャッシュカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、両社はいずれも責任を負わないものとします。

#### 第17条（業務の委託）

- 銀行は本カードの発行に関する業務をJCBに委託することができるものとします。
- JCBは、前項の業務につきJCBが指定する第三者に委託することができるものとします。

#### 第18条（情報交換）

- 一体型会員は、次の各号に定める情報について、本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲で、両社の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。

- (1) 会員が、両社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第11条第1項に基づいて両社のいずれかに対して変更の届出があった場合には、当該届出情報。
  - (2) 第7条第1項各号、同条第2項、第15条第1項各号、第16条記載の事項。
  - (3) キャッシュカード規定またはクレジットカード規約に違反した事実。
  - (4) その他本カードの機能の全部または一部の利用の可否判断に関わる当該一体型会員の情報。
- 2.両社は、第1項により知り得た一体型会員の情報について、一体型会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。
- 3.一体型会員は、本カードの発行業務を委託するにあたり委託業務遂行上必要な範囲で、両社に対し、またはJCBが再委託する第三者に対し、本カードに表示ないし記録される当該一体型会員に関する情報を預託します。

#### 第19条（特約の優先適用）

本特約とクレジットカード規約またはキャッシュカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。

#### 第20条（特約の改定）

本特約が改定され、その改定内容が一体型会員に通知された後に、当該一体型会員が本カードを利用したときは、当該一体型会員はその改定を承認したものとみなします。

以上

# 東邦バンクカード規定

## 第1条 (カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)について発行した東邦バンクカードおよび貯蓄預金について発行した東邦バンクカード(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行または当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金、貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合。
- (2) 当行または当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当行または当行が自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当行所定の取引をする場合。

## 第2条 (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行または預入提携先所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

## 第3条 (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、

1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。

- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条(1)に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

#### 第4条 (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

#### 第5条 (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機、支払機または振込機を使用して預金の預入れまたは払戻しをする場合には、当行、預入提携先、支払提携先または振込提携先所定の預金機、支払機または振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れまたは払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先、支払提携先または振込提携先の自動機利用手数料は、各提携先又は当行にお支払いいただきます。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

#### 第6条 (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。代理人については1名に限ります。なお、個人の場合は本人と生計をともにする親族に限ります。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

#### 第7条 (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓

口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、支払提携先の窓口では、この取扱いはしません。

- (3) 本条(2)による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に住所、氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、本条(2)、(3)によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

#### 第8条（カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入）

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の通帳記帳機能のある預金機・支払機・振込機もしくは通帳記帳機で使用された場合、または当行本支店の窓口に出された場合に行います。

また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

#### 第9条（カード・暗証の管理等）

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、当行への届出事項の内容と払戻請求書に記載された内容の一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

#### 第10条（偽造カード等による払戻し等）

偽造または変造カード(個人のバンクカードに限る)による払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について

当行の調査に協力するものとします。

#### 第11条（盗難カードによる払戻し等）

(1) カードの盗難(個人のバンクカードに限る)により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
  - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
  - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

#### 第12条（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

#### 第13条（カードの再発行等）

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

#### 第14条（預金機・支払機・振込機への誤入力等）

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行、預入提携先、支払提携先および振込提携先は責任を負いません。

#### 第15条（解約、カードの利用停止等）

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当行に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの使用を停止することがあります。この場合、当行所定の方法により、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第16条に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

#### 第16条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 第17条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、定期預金規定書、自動おとりまとめ定期預金規定＜アニバーサリー＞および振込規定により取り扱います。

以上



# 東邦ICキャッシュカード特約

## 第1条（特約の適用範囲等）

- (1) この特約は、ICキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICキャッシュカード機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、東邦バンクカード規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めのない事項に関しては東邦バンクカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは東邦バンクカード規定の定義に従います。

## 第2条（ICキャッシュカード機能の利用範囲）

ICキャッシュカード機能は、この機能の利用が可能な預金機・支払機・振込機その他の端末（以下、「ICキャッシュカード対応機」といいます。）を利用する場合に提供されます。なお、東邦バンクカード規定第1条に定める支払提携先・振込提携先においても、ICキャッシュカード機能はICキャッシュカード対応機を利用する場合に同様に提供され、ICキャッシュカード対応機以外の支払機等では、東邦バンクカード規定第1条の定めに関わらず、ICキャッシュカード機能は利用できません。

## 第3条（1日あたりの利用限度額）

当行は、支払機等による1日あたりの利用限度額を定めるにあたって、ICキャッシュカード機能を利用した場合と、ICキャッシュカード機能を利用しない場合に分けて定めるものとします。

## 第4条（代理人カード）

ICキャッシュカードの代理人に対する発行については、東邦バンクカード規定第6条により取扱います。

## 第5条（デビットカード取引）

ICキャッシュカードによるデビットカード取引については、「デビットカード取引利用規定」により取扱います。

## 第6条（ICキャッシュカード対応機の故障時の取扱い）

ICキャッシュカード対応機の故障時には、ICキャッシュカード機能は利用できません。

## 第7条（ICチップ読取不能時の取扱い等）

- (1) ICキャッシュカードに搭載しているICチップの故障等

によって、ICキャッシュカード対応機においてICキャッシュカード機能が利用できない場合があります。この場合、当行所定の手続きに従って、すみやかに当行にICキャッシュカードの再発行を申し出てください。

- (2) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応機においてICチップを読み取ることができなくなったことによる損害が生じても、当行は責任を負いません。

【ICキャッシュカードの1日あたりのご利用限度額】

利用ATM	取引区分	利用可能取引			当初利用限度額	任意設定額 (利用限度額設定サービス)		
		現金引出	振込	振替				
①当行IC対応	IC	○	○	○	①～⑤を合算して200万円	①～⑧を合算して 個人カードは1～200万円 法人カードは1～500万円		
②他行IC対応 (※1) (含ICデビット)	IC	○	○	×				
③セブン銀行イーネットローソン (※2)	IC	○	○	×			3機関合算して50万円	3機関合算して50万円
④ゆうちょIC対応(個人)	IC	○	×	×			50万円	50万円
⑤ゆうちょIC対応(法人)	IC	○	×	×			100万円	100万円
⑥当行IC非対応	磁気 ストライプ	○	○	○	0円(※3)	0～50万円		
⑦ゆうちょIC非対応	磁気 ストライプ	○	×	×				
⑧他行IC非対応 (含磁気デビット)	磁気 ストライプ	○	○	×				

※1：一部他行において、IC対応表示のあるATMでも当行ICキャッシュカードでのIC取引ができない場合がございます。

※2：セブン銀行、イーネット、ローソンでは法人カードはご利用できません。

※3：利用ATM⑥～⑧でのご利用を希望される場合は、ICキャッシュカード発行依頼時に「ATM利用限度額変更申込書」をご記入いただきます。

※4：イオン銀行でのご利用は現金引出のみとなります。  
(法人向けカードはご利用いただけません。)

※「ICデビット」は加盟店のIC対応デビット端末でのご利用、「磁気デビット」は加盟店のIC対応デビット端末以外でのご利用となります。

以上

# デビットカード取引利用規定

## 第1条（適用範囲）

次の各号のうちいずれかの者(以下「加盟店」といいます。)に対して、普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。)について発行した東邦バンクカード(代理人カードを含みます。)または東邦ニューバンクカード(家族会員カードを含みます。)その他当行所定のカード(以下「カード」といいます。)を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供(以下「売買取引」といいます。)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます。)を当該カードの預金口座(以下「預金口座」といいます。)から預金の引落とし(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。)によって支払う取引(以下「デビットカード取引」といいます。)については、この規定により取扱います。

- (1) 日本デビットカード推進協議会(以下「協議会」といいます。)所定の加盟店規約(以下「規約」といいます。)を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関(以下「加盟店銀行」といいます。)と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人(以下「直接加盟店」といいます。)
- (2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人
- (3) 規約を承認のうえ協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人

## 第2条（利用方法等）

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、みずからカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、みずから端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を入力してください。
- (2) 端末機を使用して、現金の取得を目的にカードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
  - ①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
  - ②1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超える場合、または最低限度額に満たない場合
  - ③購入する商品または提供を受ける役務が、加盟店がデビッ

トカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務に該当する場合

- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
- ① 1日あたりのカードの利用金額が、当行が定めた範囲を超える場合
  - ② 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - ③ カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
- (5) デビットカード取引を行うことができる日または時間帯は当行所定のものとします。
- (6) カードによるデビットカード取引をご希望されない場合には、当行所定の方法によりデビットカード取引停止の手続きを行ってください。この手続きを行ったときは、当行は当該口座に対してデビットカード取引停止の措置を講じます。この手続きの前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 第3条 (デビットカード取引契約等)

前条(1)により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「デビットカード取引契約」といいます。)が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

### 第4条 (預金の復元等)

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消によりデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人および当行を含みます。)に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとし、
- (2) 本条(1)にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれをうけて端末機から当行に取消しの電文を送

信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中かつ当行所定の時刻以前に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、みずからカードを端末機に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。

(3) 本条(1)、(2)において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。

(4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取扱うものとします。

#### 第5条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については東邦バンクカード規定および東邦ニューバンクカード会員規定により取扱います。なお、東邦バンクカード規定の適用については同規定第6条(1)中「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは、「デビットカード取引をする場合」とし、第10条(2)中「支払機または振込機」とあるのは、「端末機」とし、第11条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは、「端末機」とします。

以 上

## キャッシュカード機能ご利用のご案内

### ご利用にあたってのご注意

- ◎カード・通帳・印鑑等の盗難による事故が全国的に発生しております。保管には十分ご注意ください。
- ◎万が一、盗難または紛失された場合は、ただちに最寄りの支店または「ATMセンター」にご連絡ください。
  - ※C D(現金自動支払機)・A T M(現金自動預金支払機)には土曜・日曜・祝日を含め24時間稼働しているものがございますので、盗難または紛失された場合は、ただちにご連絡ください。

**ATMセンター**  
24時間365日受付

 **0120-104310**

- ◎暗証番号をメモしたり、他人に教えたり、知られたりしないようお気をつけください。
- ◎当行の行員がお客さまに暗証番号を照会することは一切ございません。
- ◎生年月日や電話番号、住所の一部、車のナンバーなど、他人に推測されやすい暗証番号をご利用されている場合は、変更されることをおすすめいたします(当行のATMで簡単に変更できます)。
- ◎定期預金やカードローンがセットされた口座は、普通預金の残高がなくても自動ご融資機能により所定の金額までお引出しできますので、残高を確認のうえ、ご利用ください。
- ◎口座番号が様々な犯罪に悪用される事例がございますので、「ご利用明細」は他人の目に触れないよう処分してください。

### ご利用ATMのご案内

- ◎東邦のバンクカードは、下記のATMでご利用いただけます。

ご利用コーナー	当行・他行ATM	セブン銀行 イーネット <sup>(注2)</sup> ローン ATM	ゆうちょATM
個人向カード*	○(注1)	○	○

(注1)MICS(全国キャッシュサービス)加盟行でご利用いただけます。

(注2)イーネット提携コンビニエンスストア

ファミリーマート等設置のATMでご利用いただけます。

## 手数料のご案内

◎東邦銀行のCD・ATMでお振込をされる場合、および提携金融機関のCD・ATMをご利用になる場合は所定の手数料がかかります。なお、振込手数料や他行利用手数料は、ご利用口座から自動的に引落させていただきます。詳しくは店頭等でご確認ください。

## 当行ATMご利用にあたってのご留意点

- ◎現金によるお振込、一部入金は、銀行営業日(平日午前8時45分から午後3時まで)の取扱となります。また、店舗外自動サービスコーナーではご利用いただけません。
- ◎硬貨によるお預入・お引出はできません。
- ◎銀行営業日(平日午前8時45分から午後3時まで)以外のキャッシュカードによる振込につきましては、振込予約となります。  
※振込予約の取消はできません。

## 便利なサービス

- ◎東邦のバンクカードをお持ちの個人のお客さまは、電話による残高照会など、下記のサービスをご利用いただけます。
- サービス内容

残高照会  
入出金明細照会 ☎ 024-541-3639 (有料)

住所変更受付<sup>(注1)</sup>  
ローン仮審査申込受付<sup>(注2)</sup> ☎ 0120-14-8656 (無料)

(注1)当座預金、融資、ローン(カードローンを含む)、マル優・マル特、財形預金、投資信託等をご利用いただいているお客さまは、ご利用できません。窓口での手続きをお願いします。

(注2)バンクカードをお持ちでないお客さまもご利用いただけます。

### ●ご利用時間

サービス内容	受付時間	受付方法
残高照会	平日 9:00~21:00	コンピュータ音声 自動受付
入出金明細照会	土・日・祝日 9:00~17:00	※1月1日~3日はサー ビス休止



住所変更受付	平日 9:00~17:00	オペレーター受付 ※土・日・祝日、12月31日 ~1月3日、5月3日 ~5日はサービス休止
ローン仮審査 申込受付	平日 9:00~17:00	

## ●ご利用方法

項目	テレフォン バンキングセンター (自動音声)	お客様の プッシュボタン操作
① テレフォ ンバンキ ングセン ターを呼 び出す		〈残高照会、入出金明細照会〉 024-541-3639(有料) 〈ローン仮審査申込受付〉 〈住所変更受付〉 0120-14-8656(無料)
② サービス コードの 入力	こちらは、東邦テレフ ォンバンキングサー ビスです。 「残高照会」をご希望の 方は①と#を、「入出金 明細照会」をご希望の方 は③と#を入力してく ださい。	→ 〈残高照会〉 ①# 〈入出金明細照会〉 ③#
③ 店番号の 入力	ご照会口座の3桁の店 番号と#を入力してく ださい。	→ 〈本店営業部の場合〉 ①0①#
④ 口座番号 の入力	ご照会口座の口座番号 と#を入力してくださ い。	→ お手持ちの口座番号を 入力します。 □□□□□□# ※対象:普通預金 貯蓄預金
⑤ 暗証番号 の入力	ご照会口座の4桁の暗 証番号と#を入力して ください。	→ お手持ちのカードの暗 証番号を入力します。 □□□□#

⑥ご照会への回答	<p>〈残高照会の例〉  お待たせいたしました。  ご照会口座は、店名〇〇、〇〇預金、口座番号□□□□□□□□、残高△△△△△△円です。  続けて照会をされるには①と#を、もう一度お聞きになるには③と#を、サービスメニューに戻るには⑦と#を、テレフォンバンキングサービスを終了されるには⑨と#を入力してください。</p>	→	<p>〈終了する場合〉  ⑨#</p>
終了	お電話ありがとうございました。		

※「ローン仮審査申込」の場合は、オペレータの受付となります。  
※「住所変更」の場合は、オペレーター受付時に、暗証番号を確認いたします。

